

## 江津市地場産業振興センター 使用料

(平成31年1月1日 改正)

	定員(名)		9時～12時	13時～17時	17時～21時	9時～17時	9時～21時
1階会議費	25	室料	2,480 円	3,450 円	4,420 円	5,400 円	8,740 円
O A 研修室 (201)	30	室料	2,480 円	3,450 円	4,420 円	5,400 円	8,740 円
情報交流懇談室 (202)	30	室料	2,480 円	3,450 円	4,420 円	5,400 円	8,740 円
技術研修室 (203)	30	室料	2,480 円	3,450 円	4,420 円	5,400 円	8,740 円
経営研修室 (204)	30	室料	2,480 円	3,450 円	4,420 円	5,400 円	8,740 円
商品開発研究室 (205)	20	室料	2,480 円	3,450 円	4,420 円	5,400 円	8,740 円
展示ホール兼 大会議室	310	室料	10,260 円	13,500 円	18,900 円	22,680 円	35,640 円

## 冷暖房使用の場合

	定員(名)		9時～12時	13時～17時	17時～21時	9時～17時	9時～21時
1階会議費	25	室料 冷暖房料 計	2,480 744 <u>3,224</u> 円	3,450 1,035 <u>4,485</u> 円	4,420 1,326 <u>5,746</u> 円	5,400 1,620 <u>7,020</u> 円	8,740 2,622 <u>11,362</u> 円
O A 研修室 (201)	30	室料 冷暖房料 計	2,480 744 <u>3,224</u> 円	3,450 1,035 <u>4,485</u> 円	4,420 1,326 <u>5,746</u> 円	5,400 1,620 <u>7,020</u> 円	8,740 2,622 <u>11,362</u> 円
情報交流懇談室 (202)	30	室料 冷暖房料 計	2,480 744 <u>3,224</u> 円	3,450 1,035 <u>4,485</u> 円	4,420 1,326 <u>5,746</u> 円	5,400 1,620 <u>7,020</u> 円	8,740 2,622 <u>11,362</u> 円
技術研修室 (203)	30	室料 冷暖房料 計	2,480 744 <u>3,224</u> 円	3,450 1,035 <u>4,485</u> 円	4,420 1,326 <u>5,746</u> 円	5,400 1,620 <u>7,020</u> 円	8,740 2,622 <u>11,362</u> 円
経営研修室 (204)	30	室料 冷暖房料 計	2,480 744 <u>3,224</u> 円	3,450 1,035 <u>4,485</u> 円	4,420 1,326 <u>5,746</u> 円	5,400 1,620 <u>7,020</u> 円	8,740 2,622 <u>11,362</u> 円
商品開発研究室 (205)	20	室料 冷暖房料 計	2,480 744 <u>3,224</u> 円	3,450 1,035 <u>4,485</u> 円	4,420 1,326 <u>5,746</u> 円	5,400 1,620 <u>7,020</u> 円	8,740 2,622 <u>11,362</u> 円
展示ホール兼 大会議室	310	室料 冷暖房料 計	10,260 3,078 <u>13,338</u> 円	13,500 4,050 <u>17,550</u> 円	18,900 5,670 <u>24,570</u> 円	22,680 6,804 <u>29,484</u> 円	35,640 10,692 <u>46,332</u> 円

1. 冷暖房装置を利用する場合は、使用料の額の3割相当額を加算する。
2. 営利を目的として施設等を利用する場合は、使用料の額に2割相当額を加算する。
3. 入場料その他これに類する料金を徴収して施設等を利用する場合は、営利を目的としている場合には、使用料の額に10割相当額を加算する。
4. 利用時間を超過して利用する場合は、超過1時間毎に利用料の額の2割に相当する額を加算する。
5. 準備のために利用する場合は、使用料の額を5割相当に減額する。
6. 外付け電気設備等は、原則として認めない。
7. 消費税込みです。